高知県介護保険施設等指導・監査要綱

第1章 介護保険施設等指導要綱

第1 目的

この要綱は、知事が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第24条の規定による居宅サービス等(居宅サービス、施設サービス又は介護予防サービスをいう。以下同じ。)を行った者又はこれを使用する者(以下この章において「居宅サービス実施者等」という。)に対して行う居宅サービス等の内容並びに介護給付及び予防給付(以下この章において「介護給付等」という。)に係る費用(以下この章において「介護報酬」という。)の請求に関する報告又は当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者(以下この章において「利用者等」という。)の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス等を担当する者又はこれらの者であった者及び居宅サービス実施者等(以下この章において「介護保険施設等」という。)の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等(以下この章において「介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等(以下この章において「介護給付等対象サービス」という。)に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、介護保険施設等に対し、「高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例」(令和3年高知県条例第2号)及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)等(以下「基準等」という。)に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第3 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、知事が主体となり、指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。)の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

2 運営指導

(1) 運営指導の形態

運営指導は次のア〜ウの内容について、原則、実地に行う。また、県が単独で行うものを「一般指導」とし、県が厚生労働省又は市町村(中核市を除く。)と合同で行うものを「合同指導」とする。なお、ア〜ウの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質(施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を 含む)に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導(ウに関するものを除く。)

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

(2) 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、 指導の対象となる介護保険施設等について行う。なお、居宅サービス(居住系 サービスに限る。)又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行 うことが望ましいものとする。

(3) 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、上記(1)ア及びイについては、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目(以下「確認項目」という。)及び標準的な確認すべき文書(以下「確認文書」という。)に基づき実施する。

また、運営指導(上記(1)ア及びイに限る。)においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

第4 指導対象

指導は全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選 定については一定の方針に基づき行う。

(1)集団指導の対象

集団指導は、知事が指定、許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。なお、知事は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった介護保険施設等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努める。

(2) 運営指導の対象

ア 一般指導

一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう知事が、介護保険施設等を選定する。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

(3) 関係課及び市町村との連携

指導に際しては、関係課及び市町村と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 実施通知

知事は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護 保険施設等に対して原則として集団指導実施日の2月前までに通知する。

(2) 指導方法

実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため 質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫するとともに、実施体制等により単 独での実施が困難な場合は、市町村と合同で実施することを検討する。

また、知事が集団指導を実施する場合、その内容について県管内での整合を図るため、相互に事前の情報提供を行う等、連携を図るものとする。

なお、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

2 運営指導

(1) 実施通知

知事は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項 を文書により当該介護保険施設等に原則として運営指導実施日の1月前まで に通知する。

ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

- ① 運営指導の根拠規定及び目的
- ② 運営指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 介護保険施設等の出席者(役職名等で可)
- ⑤ 準備すべき書類等
- ⑥ 当日の進め方、流れ等(実施する運営指導の形態、スケジュール等)

(2) 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容(最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。)の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

活用に当たっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(3) 運営指導の留意点

ア 所要時間の短縮等

運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等と自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

イ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

ウ 関連する法律に基づく監査の同時実施

老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、自治体の担当部門間で調整を行い、同日又は連続した日程で行うことを一層推進する。

エ 運営指導で準備する書類等

運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とし、自治体が既に保有している文書(新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等)については再提出を求めない。

また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

オ 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

カ 事務受託法人等の活用

実施体制等により単独での実施が困難な場合や第3の2(2)で規定する 実施頻度で実施することが困難な場合は、法第24条の3第1項第1号に規 定する指定都道府県事務受託法人の活用や地方自治法(昭和22年法律第67 号)第252条の7に規定する機関等の共同設置を行うなど、複数の市町村と 合同で実施すること等について検討する。

(4) 指導結果の通知等

運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。

(5)報告書の提出

知事は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項については、文

書により報告を求めるものとする。

第6 監査への変更

運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、 直ちに「介護保険施設等監査要綱」に定めるところにより監査を行い、事実関係の 調査及び確認を行うものとする。

- 1 知事が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 2 介護報酬請求について、不正を行っていると認められる場合又はその疑いが あると認められる場合
- 3 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがある と認められる場合
- 4 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

第7 指導にあたっての留意点

指導は、厚生労働省が定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特に次の事項に留意するものとする。

- 1 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。
- 2 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護保険施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。
- 3 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、 当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行 わない。
- 4 運営指導における個々の指導にあたっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- 5 運営指導の際、介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した 者に限定することなく、実情に詳しい従業者や介護保険施設等を経営する法人の 労務・会計等の担当者が同席することは差し支えない。

第8 その他

指導結果の通知の内容等について、その介護保険施設等が所在する市町村(保険者)等へ情報の提供を行うとともに、原則として公表する。

第2章 介護保険施設等監査要綱

第1 目的

この要綱は、知事が、法第76条、第76条の2、第77条、第90条、第91条の 2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第 114条の6、第115条の7、第115条の8及び第115条の9の規定に基づき、介護 保険施設等(指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又 は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者で あった者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しく はその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その 他の従業者であった者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又 は医師その他の従業者(以下「介護老人保健施設開設者等」という。)、介護医療院 の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者(以下「介護医療院開設者 等」という。)をいう。以下この章において同じ。)、指定介護予防サービス事業者 若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であっ た者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者)、に対して行う介護給付 又は予防給付(以下この章において「介護給付等」という。)に係るサービス(以 下この章において「介護給付等対象サービス」という。)の内容並びに介護給付等 に係る費用(以下この章において「介護報酬」という。)の請求に関して行う監査 に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及 び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請 求について、知事が条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並び に運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると 認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っていると認められる場 合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受 けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合(以下「指定 基準違反等」という。)、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは 入居者(以下この章において「利用者等」という。)について高齢者虐待の防止、 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)(以下「高 齢者虐待防止法」という。)に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高 齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあ ると認められる場合(以下「人格尊重義務違反」という。)において、県が、当該 介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を 求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立 ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「立入検査等」とい う。)を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼と

する。

第3 監査対象となる介護保険施設等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2)市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等 により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認 められる情報
- (3) 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)、地域包括支援センター へ寄せられる苦情
- (4) 連合会・保険者からの通報情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等
- (6) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

2 運営指導における情報

法第23条により指導を行った市町村長又は法第24条により指導を行った厚生労働大臣又は知事が、介護保険施設等において認めた(その疑いがある場合を含む。)指定基準違反等及び人格尊重義務違反

第4 監查方法等

1 指定又は許可の権限がある介護保険施設等に対する監査

(1) 実施通知

知事は、監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、法第24条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 監査対象介護保険施設等の出席者(役職名等で可)
- ⑤ 必要な書類等
- ⑥ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

(2)情報提供等

知事は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

- 2 指定権限等が県にある介護保険施設等に対する市町村による監査
- (1) 実施通知

上記1の(1)に準ずる。

(2)情報提供等

市町村長は、指定又は許可の権限が県にある介護保険施設等(以下「県指定サービス事業者」という。)について、監査を行う場合、知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。なお、県指定サービス事業者の介護給付等対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うものとする。

(3) 県への通知

市町村長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって知事に通知する。なお、県と市町村が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。

知事は、当該通知があったときは、すみやかに、当該県指定サービス事業者 に対して監査を実施し、3に定める措置をとるものとする。

3 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、知事は法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

(1) 勧告

介護保険施設等(介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下(2)及び(3)について同じ。)に指定基準違反等(介護報酬の請求に関することを除く。)の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(2) 命令

介護保険施設等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(3) 指定の取消し等

知事は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第92条第1項各号及び第115条の9第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定の取消等」という。)

をすることができる。

(4) 設備の使用制限等

知事は、法第 101 条又は法第 114 条の 3 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(5) 変更命令

知事は、法第 102 条又は法第 114 条の 4 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

(6)業務運営の勧告、命令等

知事は、法第 103 条又は法第 114 条の 5 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(7) 許可の取消し等

知事は、法第 104 条又は法第 114 条の 6 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第 104 条第 1 項各号、法第 114 条の 6 第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止(以下「許可の取消等」という。)をすることができる。

(8) その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記(1) \sim (7)に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記(1) \sim (7)に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

4 聴聞等

監査の結果、当該介護保険施設等が、命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13

条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。 ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

5 経済上の措置

(1) 不正利得となる返還金の徴収の要請

知事が取消処分等(命令を除く。)を行った場合に、当該介護保険施設等が 法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを 受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得 とし、当該支払いに関係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要 請するものとする。

(2) 返還金の徴収方法

上記(1)の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

第5 監査にあたっての留意事項

1 県内の連携等

市町村長は、第4の3「行政上の措置」を行う場合には、事前に知事に情報提供を行うものとし、情報提供を受けた知事は、当該市町村長に対し必要に応じ助言を行う。

2 厚生労働省への報告

県は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

第3章 業務管理体制確認検査要綱

第1 目的

この要綱は、知事が、法第 115 条の 33 の規定及び「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(令和 6 年 4 月 4 日付け老発 0404 第 3 号厚生労働省老健局長通知別添「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について、基本的事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査を実施し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

第2 検査方針

検査は、介護サービス事業者の業務管理体制の整備・運用状況を確認し、当該介護サービス事業者が自主的に業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けるとともに、問題点が確認された場合においては、必要に応じて公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

第3 検査方法等

1 検査の形態等

(1)一般検査

一般検査は、法に基づく届出事項にかかる整備・運用状況を確認するものと し、介護サービス事業者の規模・法人種別等に応じた適切な業務管理体制が整 備されているかについて、的確な検証を行うものとする。

検査方法は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとするが、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン会議システムを活用することができる。活用に当たっては、介護サービス事業者の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

なお、業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、面 談方式に限らず書面の記載内容の確認を行う書面方式による検査とすること も差し支えない。

(2) 特別検査

特別検査は、指定又は許可を受けている介護サービス事業所又は施設(以下 「指定事業所等」という。)の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該 事業所等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、 当該事案への組織的関与の有無について検証を行うものとする。

また、指定事業所等の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分

の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した 場合も、当該事業所等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況の検証を 行うものとする。

検査方法は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとする。

2 検査計画等

(1)一般検査

一般検査は、原則として概ね6年に1回実施するものとし、毎年度実施計画を策定した上で、当該事業者の指定事業所等の指定等権者(都道府県及び市町村)に情報提供し、必要に応じて調整を図るものとする。

なお、小規模の介護サービス事業者に対する検査については、指定事業所等 に対する法第24条に基づく運営指導に併せて実施するなど、効率的な方法で 行って差し支えないものとする。

(2) 特別検査

上記1 (2) に掲げる事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。 また、他の指定等権者より法第115条の33第3項に基づく権限行使要請が あった際には、速やかに対象として追加するものとする。

3 検査の実施通知

検査の対象となる介護サービス事業者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該事業者に原則として検査実施日の1月前までに通知するものとする。

なお、特別検査については、あらかじめ通知したのでは実効性のある実態把握ができないと認められる場合は、特別検査開始時に通知する。

- (1) 検査の根拠規定
- (2) 検査の日時及び場所
- (3) 検査担当者
- (4) 出席者(役職名等で可)
- (5) 準備すべき書類等

第4 検査後の措置

1 検査結果の通知

検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、 文書で通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

この場合、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用 しない。

(3) その他

(1)及び(2)の行政上の措置に係る対応については、期限(対応に要する時間を考慮し、適宜設定)を付して報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

2 関係機関への通知

- (1)介護サービス事業者が上記1(2)の命令に違反したときは、知事は当該事業者が運営する指定事業所等の指定等権者である都道府県知事及び市町村長に当該違反の内容を文書で通知するものとする。
- (2) 指定等権者の求めに応じて知事が特別検査を実施した場合の結果は、求めのあった指定等権者に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である都道府県知事及び市町村長に対して文書で通知するものとする。

第5 検査にあたっての留意点

検査は、以下の基本原則に則し、的確かつ効果的に実施するものとする。

1 介護サービス利用者、国民視点の原則

介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な性格がきわめて強い制度であるため、検査の実施に当たっては、利用者の保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営のため、介護サービス利用者及び国民の立場に立ち、介護サービス事業者の業務管理体制の実態を検証しなければならない。

2 補強性の原則

検査は、介護サービス事業者自身の内部管理を前提としている。適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまで介護サービス事業者自身にあり、監督権者は、これを検証する立場にある。

他方、検査の実施に当たっては、それが、介護サービス事業者の業務管理体制の強化につながり、介護サービス事業者自身の改善に向けた取組みを促進するよ

う配慮しなければならない。この観点から、検査では、事実を的確に把握し、客 観的に問題点を示したうえで、介護サービス事業者の主張を十分に聴取し、その 理解や認識を確認するプロセスを重視する。

3 効率性の原則

検査は、介護サービス事業者の内部監査機能の活用や指定等権者と十分な連携 を行いつつ、効率的に実施する必要がある。

検査の実施に当たっては、内部監査、監査役等の監査機能の有効性を的確に評価し、可能な限りその活用に努めなければならない。

また、介護サービス事業者の規模・法人種別等に応じ機動的な実施に努めなければならない。

4 実効性の原則

検査は、介護サービス事業者の介護保険業務の健全性及び適正性の確保につな がるように実施する必要がある。

検査の実施に当たっては、介護サービス事業者が抱える問題点を的確に把握しなければならない。

5 プロセス・チェック(注)の原則

検査の実施に当たっては、介護サービス事業者の業務管理体制に関して、その プロセス・チェックに重点を置いて検証を行わなければならない。ただし、業務 管理体制に重大な懸念がある場合には、プロセス・チェックの観点からも指定事 業所等の個別事案の検証が重要であることに留意する必要がある。

(注) プロセス・チェックとは、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、 ③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能している かを確認することをいう。

第6 その他

- 1 県は、法第197条第2項の規定に基づき、検査の状況について、別に定めると ころにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。
- 2 県は、均一な検査水準の確保を図る観点から、市町村が実施する業務管理体制の整備に関する監督事務について、法第197条第3項の規定に基づき、報告の徴収等を実施するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年7月28日から施行する。
- 2 高知県介護保険施設等指導・監査要綱(平成16年9月1日施行)は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月4日から施行する。